　 年　　月　　日

（宛先）紀の川市長

　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　代表者の職氏名

誓　約　書

　当法人は、老人福祉法、社会福祉法、介護保険法及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の介護保険法に基づく届出又は申請（以下「届出等」という。）に際し、下記のことを誓約しますなお、本誓約書の内容について、紀の川市が和歌山県警察本部に照会することを承諾します。

１　当法人は、和歌山県暴力団排除条例（平成２３年和歌山県条例第２３号。以下「条例」という。）第２条第1号に規定されている暴力団（以下「暴力団」という。）ではありません。

２　当法人は、当法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）並びに、主たる事務所の代表者及び届出等に係る事業所又は施設の長若しくは管理者並びに従業者が、次に掲げるいずれの者にも該当せず、また、これらの者と密接な関係を有する者ではありません。

　（１）条例第２条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）が事業主又は役員に就任している者

　（２）暴力団員等が実質的に運営している者

　（３）暴力団員等であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

　（４）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員等を利用した者

　（５）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えた者

　（６）暴力団又は暴力団員等と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している者

　（７）契約の相手方が前各号の規定に該当する者であると知りながら、その者と商取引に係る契約を締結した者

３　当法人、当法人の役員並びに主たる事務所の代表者及び届出等に係る事業所又は施設の長若しくは管理者並びに従業者が、本誓約の内容に反した場合又は次のいずれかに該当した場合には、本届出等を取り下げます。

　（１）条例第２２条の規定に基づく勧告を受けた場合

　（２）条例第２３条の規定に基づく事実の公表を受けた場合

　（３）その他条例に抵触した場合

４　届出、認可、許可、指定又は承認を受けた後に、当法人、当法人の役員並びに主たる事務所の代表者及び届出等に係る事業所又は施設の長若しくは管理者並びに従業者が、本誓約の内容に反した場合又は前項に掲げる各号のいずれかに該当した場合には、廃止若しくは休止の届出、廃止若しくは休止の認可申請又は指定の辞退を行います。

５　３又は４の場合、貴県に対して異議を申し立てず、かつ、損害賠償を求めません。

※　本誓約書の提出は、条例第６条第３号の規定に基づく措置であり、本届出等の確認及び審査以外の目的に使用することはありません。